


ご意見を募集します！



福井市パブリック・コメント(市民意見募集)制度

■ 募集する案件について

案件名	第二期福井市子ども・子育て支援 事業計画（素案）
概要	福井市では、安心して子どもを産み育てられる環境を整え、今後も多くの子どもたちの笑顔があふれる活気あるまちを目指すため、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく結婚から子育てまでの総合的な計画として、「第二期福井市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。 この計画の素案について、市民の皆様からの御意見を募集します。
募集期間	令和2年2月21日（金）～令和2年3月11日（水）
意見の 提出方法	<p>【送付・窓口】〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号 福井市役所 子育て支援課</p> <p>【Eメール】kosodate@city.fukui.lg.jp</p> <p>【FAX】 (0776) 20-5490</p> <p>電子申請・届出サービス「ふくe-ねっと」からも応募できます。</p> <p>アドレス：https://shinsei.e-fukui.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=kPsaKPvZ</p> <p>「申請・届出をする」>分野選択「パブリック・コメント」をクリック</p> <p>「ふくe-ねっと」モバイル用サイトのQRコードはこちら：</p> <p>QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。</p>
資料の 閲覧場所	子育て支援課（市役所別館2階） 文書法制課（市役所本館3階） 市役所総合案内（市役所本館1階） 市立図書館、みどり図書館、桜木図書館、各総合支所の窓口 市のホームページ「パブリック・コメント」でも閲覧できます。 https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/kotyoubu/pabcom/top.html
お問い合わせ	福井市 福祉保健部 子育て支援課 TEL (0776) 20-5270 FAX (0776) 20-5490 Eメール kosodate@city.fukui.lg.jp

■ パブリック・コメント(市民意見募集)制度とは？

市の政策等をより良いものとするため、市民生活に関係する条例や計画などをつくる場合にその素案を公表し、広く市民の皆様から意見や情報を提出していただく機会を設けるものです。

提出された意見については、可能な限り政策等の立案へ反映させるよう努めるとともに、市の考え方と併せて公表していくこととなります。

ご意見を募集します！



福井市パブリック・コメント(市民意見募集)制度

■ 募集する案件について

案件名	福井市ひとり親家庭自立促進計画（素案）
概要	<p>ひとり親家庭の親は、子育てと生計を母又は父がひとりで担わなければならないなど、様々な困難に直面するとともに、子どもにも精神面や経済面で大きな影響があることから、就労支援、生活支援、経済的支援など、自立を図るための支援の推進が求められています。</p> <p>本市では中核市移行に伴い、ひとり親家庭の総合相談窓口として、ひとり親家庭就業・自立支援センターを設置しました。この度、ひとり親家庭を取り巻く環境やニーズに配慮しながら自立を促進するなど、ひとり親家庭等に対する自立支援施策を総合的に推進するため、「福井市ひとり親家庭自立促進計画」を作成しました。</p> <p>この素案について、市民の皆様からの御意見を募集します。</p>
募集期間	令和2年2月21日（金）～令和2年3月11日（水）
意見の提出方法	<p>【送付・窓口】〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号 福井市役所 子ども福祉課</p> <p>【Eメール】kodomo@city.fukui.lg.jp</p> <p>【FAX】 (0776) 20-5735</p> <p>電子申請・届出サービスからも応募できます。 https://shinsei.e-fukui.lg.jp/1qYLny8Y</p> 
資料の閲覧場所	<p>子ども福祉課（市役所別館2階） 文書法制課（市役所本館3階） 市役所総合案内（市役所本館1階） 市立図書館、みどり図書館、桜木図書館、各総合支所の窓口</p> <p>市のホームページ「パブリック・コメント」でも閲覧できます。 https://www.city.fukui.lg.jp/sisei/kotyou/pabcom/top.html</p>
お問い合わせ	<p>福井市 福祉保健部 子ども福祉課</p> <p>TEL (0776) 20-5412 FAX (0776) 20-5735</p> <p>Eメール kodomo@city.fukui.lg.jp</p>

■ パブリック・コメント(市民意見募集)制度とは？

市の政策等をより良いものとするため、市民生活に関係する条例や計画などをつくる場合にその素案を公表し、広く市民の皆様から意見や情報を提出していただく機会を設けるものです。

提出された意見については、可能な限り政策等の立案へ反映させるよう努めるとともに、市の考え方と併せて公表していくこととなります。